

5. 7 総合評価方式における落札者決定基準の実施例

1. 審査方式

本事業を実施する事業者は、専門的な知識やノウハウ（運転管理能力、維持管理・運営能力、補修技術力等）を有することが必要となるため、落札者の決定にあたっては、価格及びその他の条件（技能、技術等）によって落札者を決定する総合評価方式を採用する。

この落札者決定基準は、総合評価方式により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

(1) 総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札の方法は次のとおりである。

1) 入札参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」という。）

市は、参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

資格不備の場合は失格とする。

2) 最優秀提案の選定

① 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

② 提案内容の基礎審査

提案審査委員会（以下「委員会」という。）は、提案書に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。

基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

③ 提案内容の定量化審査

審査委員会は、入札書及び提案書に記載された内容について、この落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。委員会で、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

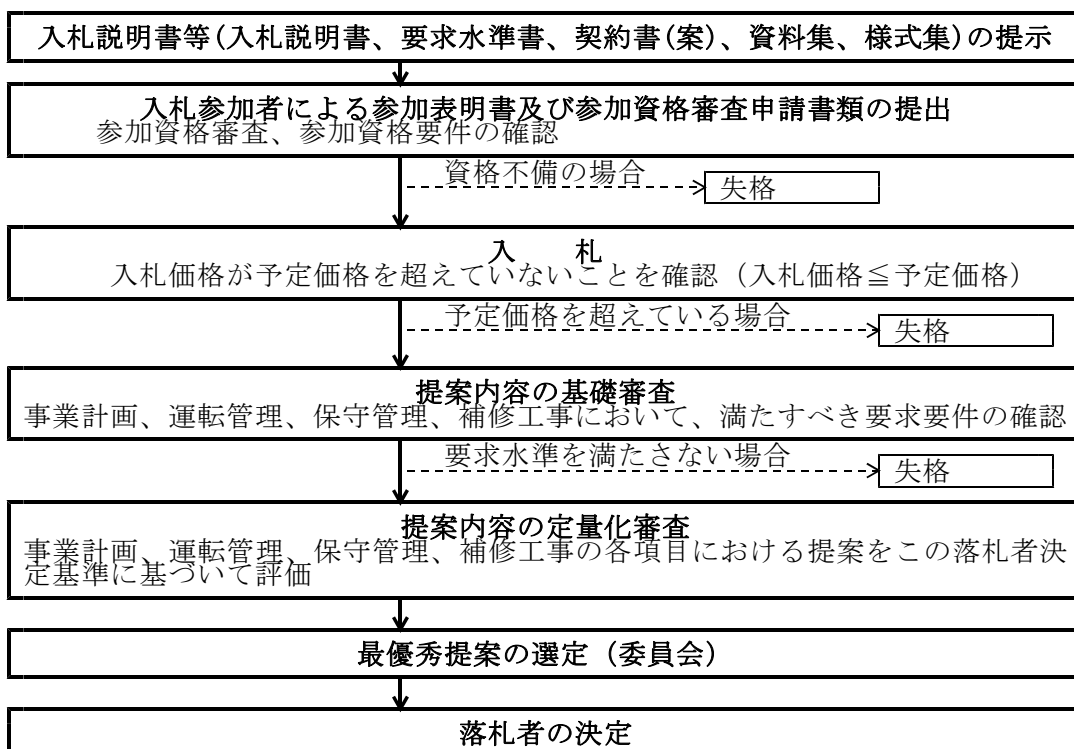
なお、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、当該2以上の提案を最優秀提案とする。

3) 落札者の決定

市は、委員会の最優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

なお、最優秀提案が2以上ある場合には、当該者によるくじ引きにより、落札者を決定する。

(2) 審査等の流れ



2 参加資格審査の方法

(1) 入札参加資格

① 入札参加資格要件

入札に参加することができる者は、参加資格確認の日において、次のすべてを満たす法人とする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 消費税及び地方消費税並びに市税を滞納している者

イ 過去2年間のうちに、日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における浄水施設（排水処理施設を除く。）の運転管理業務若しくは、下水道の終末処理場における処理施設の運転管理業務（以下「運転管理業務等」という。）の受注実績を有するか、又は技術士（水道部門）が1名以上在籍していること。

なお、入札参加希望者が、運転管理業務等の受注に関する事業を強化する目的で設立された法人で、当該入札参加希望者の出資者に運転管理業務等の受注実績がある場合など、他の者の受注実績をもって、当該入札参加希望者の実績とみなすことが相当であると認められるときには、当該他の者の受注実績をもってこれに代えることができる。

ウ 水道技術管理者の資格を有する者が1名以上在籍していること。

② 参加資格を有することの証明

入札参加希望者は、証明書類の提出により、参加資格を有することを明らかにしなければならない。

③ 入札参加者の制限

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

ア 委員会の委員が役員又は従業員として経営に関与している者。

イ 本事業に関するコンサルタント業務に関与した者及びその関連企業。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者。

エ 指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者。

(2) 審査の項目

参加表明書、参加資格審査申請書及び下記の添付書類により、入札参加資格の有無を審査するとともに、入札参加者の制限に該当しないかを確認する。

(すべての入札参加希望者)

- ・会社概要書
- ・業務経歴書
- ・登記簿謄本（法人登記）
- ・直近3期分までの貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書
- ・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ・市税の滞納がないことの証明書
- ・受注実績を証明する書類又は技術士（水道部門）の在籍を証明する書類
- ・水道技術管理者の有資格者の在籍を証明する書類
- ・技術士（水道部門）の有資格者をもって、業務遂行管理責任者を選任すること及び事業活動の拠点を市内に設置することの誓約書

(他の者の受注実績をもって入札参加希望者の受注実績に代えた者)

上記のほか

- ・当該他の者の運転管理業務等の受注実績を証明する書類
- ・当該他の者との関係を明らかにする書類

(2) 審査の流れ

参加表明書及び参加資格審査申請書により参加資格について確認し、その結果を当該者に対し通知する。

3. 基礎審査の方法

(1) 審査の項目

提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

- ① 共通事項
 - ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の相違、矛盾等がないこと
 - ・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること
- ② 事業計画に関する提案書
 - ・入札書の金額と提案書の事業費内訳明細書のコレに相違がないこと
 - ・リスク分担に関し、入札説明書に示したリスクの分担方針との相違がないこと
- ③ 運転管理業務に関する提案書、保守管理業務に関する提案書、補修工事業務に関する提案書
 - ・当該提案に関連する各様式（様式集参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書と矛盾していないこと

(2) 審査の流れ

入札書及び提案書から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査事項について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書類について、定量化審査を行う。

4. 定量化審査の方法

(1) 審査の方法

提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

1) 定量化審査の基本方針

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、本市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

なお、本市は本事業について、包括委託することにより、経営の改善を図るとともに、サービス水準の向上を期待している。

2) 審査における大項目別の配点

前記の定量化審査の基本方針を踏まえ、配点について次のとおりとした。

| 審査項目（大項目別） | 配点 |
|-----------------|------|
| 事業計画に関する事項 | 18点 |
| 運転管理業務に関する事項 | 24点 |
| 保守管理業務に関する事項 | 20点 |
| 修繕工事業務に関する事項 | 8点 |
| 入札価格に関する事項（入札書） | 30点 |
| 合計 | 100点 |

3) 定量化審査における得点化方法

各項目毎に定量化評価を行い、評価できる場合はその項目に定める得点を付与する。

審査項目のうち、入札価格に関する事項については、次の算定式（A）により得点を付与する。

価格点 = $0.5 - \{(\text{当該入札価格} - \text{平均入札価格}) / \text{平均入札価格}\} \times \text{価格配点} \cdots \text{算定式(A)}$

なお、「 $0.5 - \{(\text{当該入札価格} - \text{平均入札価格}) / \text{平均入札価格}\}$ 」の値が、負の値となるときは「0」と、1を超えるときは「1」とする。

4) 定性的評価項目における得点化方法

定量化審査においては、各項目について、次に示す3段階評価による得点化方法により得点を付与する。

| 評価 | 評価の意味合い | 得点化方法 |
|----|------------------------|--------|
| A | 当該評価項目において特に優れている | 配点×1.0 |
| B | 当該評価項目においてすぐれている | 配点×0.5 |
| C | 当該評価項目においてすぐれているとは言えない | 配点×0.0 |

(2) 得点化基準

次の表に示す配点に従い、提案書類に記載された内容を得点化する。

表 定量化審査の配点表

| 評価項目 (小項目) | 評価の視点 | 配点 |
|--|---|-------|
| 1) 事業計画に関する事項 | | (18点) |
| ①事業遂行計画 | 事業全般への理解 業務実行体制 | 5点 |
| ②事業遂行能力 | 実績 管理者・職員の資格能力 財務能力 | 2点 |
| ③リスク管理計画 | リスク管理の方針と対策 | 8点 |
| ④環境負荷の軽減に対する配慮 | 環境保全に関する理解 | 3点 |
| 2) 運転管理業務に関する事項 | | (24点) |
| ①運転管理計画 | 計画の妥当性 既存施設に対する理解 | 8点 |
| ②水質・水量・水圧管理計画 | 品質管理計画 責任体制 緊急時の対応 安全への配慮 | 8点 |
| ③職員の勤務体制・配置計画 | ユーザー・地域住民への配慮 | 8点 |
| 3) 保守管理業務に関する事項 | | (20点) |
| ①保守管理計画 | 計画の妥当性 既存施設に対する理解 | 8点 |
| ②建築物及び建築設備保守管理業務 | 業務遂行体制 安全への配慮 | 2点 |
| ③機械・電気・計装設備保守管理業務 | ユーザー・地域住民への配慮 | 6点 |
| ④水槽等の保守管理業務ならびに清掃業務 | | 2点 |
| ⑤備品・外構施設の保守管理及び文書管理・ 植栽維持管理・警備・環境衛生管理業務 | | 2点 |
| 4) 補修工事業務に関する事項 | | (8点) |
| ①補修計画 | 計画の妥当性 既存施設に対する理解 業務遂行体制 安全への配慮 ユーザー・地域住民への配慮 事業終了における引渡しについての配慮 | 8点 |
| 5) 入札価格に関する事項 | | (30点) |
| ①入札価格 | | 30点 |
| 合 計 | | 100点 |

1) 事業計画に関する事項 (事業計画に関する提案書の審査)

①事業遂行計画 (配点: 5点)

本事業を遂行するにあたっての基本方針、実施体制等の基本的な考え方について、その内容に応じて、配点を5点とする3段階評価により得点を付与する。

②事業遂行能力 (配点: 2点)

…

入札参加企業の経常収支、自己資本金額等の財務能力等の事業経営能力や、実績や資格等の業務を遂行するうえで必要となる能力について、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

③リスク管理計画 (配点: 8点)

リスク管理の方針や対策について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

④環境負荷の軽減に対する配慮 (配点: 3点)

環境保全に関する考え方及びそれへの取り組みについて、その内容に応じて、配点を3点とする3段階評価により得点を付与する。

2) 運転管理業務に関する事項 (運転管理業務に関する提案書の審査)

①運転管理計画 (配点: 8点)

運転管理全般における、業務遂行方針、実施体制、責任分担、緊急時対応等の基本的な考え方について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

②水質・水量・水圧管理計画 (配点: 8点)

水質・水量・水圧管理の実施方法に関する具体的な計画について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

③職員の勤務体制・配置計画 (配点: 8点)

運転管理における具体的な実施体制等の計画について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

3) 保守管理業務に関する事項 (保守管理業務に関する提案書の審査)

①保守管理計画 (配点: 8点)

保守管理全般における、業務遂行の基本方針、実施体制、責任分担、緊急時対応等に関する考え方について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

②建築物及び建築設備保守管理業務 (配点: 2点)

建築物保守管理業務に関する具体的な業務計画について、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

③機械・電気・計装設備保守管理業務 (配点: 6点)

機械・電気設備保守管理業務に関する具体的な業務計画について、その内容に応じて、配点を6点とする3段階評価により得点を付与する。

④水槽等保守管理業務ならびに清掃業務 (配点: 2点)

水槽等の保守管理業務ならびに清掃業務に関する具体的な業務計画について、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

⑤備品・外構施設の保守管理及び文書管理・植栽維持管理・警備・環境衛生管理業務 (配点: 2点)

備品・外構等の保守管理及び文書管理・植栽維持管理・警備・環境衛生管理業務に関する具体的な業務計画について、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

4) 補修工事業務に関する事項 (補修工事業務に関する提案書の審査)

①補修計画 (配点: 8点)

施設の補修業務に関する具体的な業務計画について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

5) 入札価格に関する事項

①入札価格 (配点: 30点)

入札価格について、次の方法により評価し、得点を付与する。

(評価方法)

入札価格については、先に示した算定式(A)により得点を付与する。
得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

5. 8 水道施設管理技士資格認定・登録要綱（一部抜粋）

（目的）

- 第1条 この要綱は、民間企業又は水道事業体等の技術業務経験者等を対象として、水道施設維持管理の技術力を知識、経験、試験等によって評価、判定のうえ、水道施設管理技士資格（以下「資格」という。）として認定・登録することにより、水道事業における技術上の業務の円滑な運営に資することを目的とする。
- 2 本資格は法律に基づくものではなく、水道界の要望に基づく任意の自主資格として認定・登録を行うものである。

（資格申請対象者）

- 第2条 本資格は、民間企業又は水道事業体（上水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業の事業体又は専用水道をいう。以下同じ。）において、水道に関わる技術上の業務に従事する者又は従事した者を対象とする。
- 2 前項に規定する水道に関わる技術上の業務とは、水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業及び専用水道に関わる技術上の業務をいい、第8条第2項に定める業務をいう。

（資格の種類）

- 第3条 資格の種類は、水道浄水施設管理技士（以下「浄水施設管理技士」という。）と水道管路施設管理技士（以下「管路施設管理技士」という。）の2種類とする。

（資格の等級）

- 第4条 資格の等級は、資格の種類ごとに3級、2級及び1級の3段階とする。

（資格の種類別等級格付）

- 第5条 浄水施設管理技士の級別の等級格付は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 3級は、浄水処理の基礎知識を有し、運転マニュアルを理解することで浄水場の運転・維持管理の補助ができる者であること。
 - (2) 2級は、浄水処理の知識を有し、浄水場の運転・維持管理ができる知識・経験を有する者であること。
 - (3) 1級は、原水及び浄水の水量・水質の変動に応じて、適切に浄水場の運転・維持管理ができる高度な知識・経験を有する者であること。
- 2 管路施設管理技士の級別の等級格付は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 3級は、導水、送水、配水施設の基礎知識を有し、業務マニュアルを理解することで施設の運転・維持管理の補助ができる者であること。
 - (2) 2級は、導水、送水、配水施設の知識を有し、施設の運転・維持管理ができる知識・経験を有する者であること。
 - (3) 1級は、常時及び事故・災害時に、水量・水圧・水質の確保のため、適切に導水、送水、配水施設の運転・維持管理ができる高度な知識・経験を有する者であること。

5. 9 本手引き以外の有用な情報源

1. 本手引き書を作成するに当たり参考とした文献、及び第三者委託を実施検討するに当たり有用と思われる文献を紹介する。

- ・「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」 (平成13年1月 内閣府)
- ・「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」 (平成13年1月 内閣府)
- ・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」 (平成13年1月 内閣府)
- ・「契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー」
(平成15年6月 民間資金等活用事業推進委員会)
- ・「モニタリングに関するガイドライン」
(平成15年6月 民間資金等活用事業推進委員会)
※ 以上5つの文献は内閣府ホームページで公開
- ・「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」
(平成13年4月 国土交通省下水道部)
※ 国土交通省ホームページで公開
- ・「維持管理業務の広域化・委託に関する報告書」 (平成15年12月 日本下水道協会)
- ・「包括的民間委託導入マニュアル (案)」 (平成15年12月 日本下水道協会)
- ・「工業用水 PFI 事業化調査報告書」 (平成16年3月 日本工業用水協会)

2. 各段階の事業評価におけるツールとして下記のガイドラインも有効に活用されたい。

- ・「JWWA Q 100水道事業ガイドライン」 (平成17年1月 日本水道協会)